

【保存版】台風等に対する非常措置について

本校においては、台風等により京都市域(※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「特別警報」や「暴風警報」が発令された場合、本校学区に避難勧告及び避難指示が出た場合、下記のような措置をとります。テレビ、インターネット等の情報に注意してください。また、「大雨警報」「大雨洪水警報」では、原則、平常通り授業がありますので、お間違えのないようにお願いします。

1 登校前に『特別警報』が発令された場合

- ① 学校は臨時休業です。「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を優先し、登校を見合せてください。
- ② 「特別警報」が解除された場合は以下の措置を取ります。

- ・深夜0時までに解除された場合…5校時(13:30)から授業
 集団登校(いつもの集合時刻の5時間30分後に集合場所に集まる。)給食は中止。
- ・深夜0時現在、発令中の場合 …当日を臨時休業

2 在校中に『特別警報』が発令された場合

- ① 直ちに臨時休業とします。
- ② 下校の安全が確認できるまで、原則、児童は学校に待機し、「引渡しカード」をもとに保護者の方へ引き渡します。

3 登校前に「暴風警報」が発令された場合 (本校学区に避難指示も同様)

- ① 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合せ、自宅待機させてください。
- ② 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合…平常授業(集団登校)
- ・午前9時までに解除になった場合…3校時(10時35分)から授業
 集団登校(いつもの集合時刻の2時間30分後に集合場所に集まる。)給食は実施。
- ・午前11時までに解除になった場合…5校時(13時30分)から授業
 集団登校(いつもの集合時刻の5時間30分後に集合場所に集まる。)給食は中止。
- ・午前11時現在、警報発令中の場合…臨時休業

4 在校中に「暴風警報」が発令された場合 (本校学区に避難指示も同様)

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭の状況など十分配慮した上で、原則として、年度初めに各御家庭からご提出いただいた家庭環境調査票による方法(①、②、③)で帰宅させます。帰宅方法を変更される場合については、連絡帳等に帰宅方法①か②(②ならば迎えに行く人・連絡先なども)を書いていただき、至急担任までお知らせください。

- ① 自宅に下校させる。(児童館も閉館となります)
- ② 自宅が不在のため(○○)宅へ下校させる。
- ③ 家庭は留守なので、学校に待機させ、保護者等が迎えに行く。※できるだけ早くにお願いします。

5 避難指示(緊急)が発令された場合

本校の校区である横大路学区は、「桂川(宇治川)の浸水想定区域」であるため、避難指示等の発令対象地域です。横大路学区に避難指示(緊急)が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

(裏へ)

参考 「警戒レベル3」では原則として休校とはなりませんが、状況等によっては休校になる場合があります。

避難情報 の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保(※) 【警戒レベル5】
発令時 の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が 取るべき 行動	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避(立退き避難又は屋内安全確保)する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができると限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

【保存版】地震に対する非常措置について

本校においては、学校所在の伏見区に限らず京都市域のいずれかの行政区において震度5弱以上の地震が起こった場合、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の最新の情報に注意してください。

6 登校前に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

(1)震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

- ① 下校後～深夜0時までに発生した場合 …翌日を臨時休業
- ② 深夜0時以降、登校までに発生した場合…当日を臨時休業
- ③ 休業日、休業前日に発生した場合…原則、休業明けの登校日を臨時休業
(例:金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、翌月曜日を休業)

7 在校中に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

- ① ただちに臨時休業とした上で、余震等の影響や校区の被災状況をふまえ、下校の安全が確認できるまで、原則として学校へ留め置くこととします。
- ② 下校の安全が確認されてから、原則として保護者に引渡しとなります。(集団下校はしない)

8 その他

- ・安全が確認でき、授業等を実施する場合は、すぐるや学校ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。
- ・電話が込み合うと、緊急時の連絡が取れなくなってしまいます。電話でのお問い合わせは控えてください。
- ・緊急時のため、当日のお問い合わせや急な変更には、対応できませんのでご了承ください。
- ・学校ホームページやすぐるで非常措置の現況をお知らせする予定ですが、アクセス数がサーバーの容量を超えるり、回線が混雑したりする場合等は、繋がらなくなることもあります。ご了承ください。テレビやインターネット等の情報には、十分ご注意ください。